

平成22年度新技術・地域資源開発補助事業実施要綱

(趣 旨)

第一条 この要綱は、地域における新産業の育成・発展と雇用の拡大に資するため、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、新技術開発に取り組む、または、地域資源を活用して活力ある地域づくりに貢献しようとする企業等を支援するため補助金を交付する市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）に対する補助金について、必要な事項を定める。

(企業等)

第二条 この要綱における企業等とは、法人格を有する団体とし、新商品を自らが研究・開発し、今後、その商品を製造または販売していこうとするものをいう。

(新技術開発補助金)

第三条 企業等に対して市町村が、新たな技術を用いて、新規性を有する新商品開発等に必要な経費の補助を行うときは、財団は予算の範囲内において市町村に対して新技術開発補助金を交付する。

(地域資源開発補助金)

二 企業等に対して市町村が、地域資源を活用して、地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行うときは、財団は予算の範囲内において市町村に対して地域資源開発補助金を交付する。

(補助対象事業)

第四条 前条に規定する補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助を受ける企業等が自ら研究・開発するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 新たな視点や技術等を導入し、既製商品と差別化を図り、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の発展が図られること
- 二 地域の特色のある各種資源に着目し、その資源を用いて、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の育成が図られること

(補助対象経費)

第五条 補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）とは、市町村が補助する企業等の新商品の研究開発に必要な経費で別表に掲げる経費とする。

(補助額)

第六条 補助金の額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 新技術開発補助金の1事業当たりの補助額は、1,000万円以内とする。ただし、前条に掲げる補助対象経費の3分の2（補助対象事業が地域力創造推進地域、過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の10）を越えることはできない。
- 二 地域資源開発補助金の1事業当たりの補助額は、300万円以内とする。ただし、前条に掲げる補助対象経費の3分の2（補助対象事業が地域力創造推進地域、過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域、特別豪雪地帯において行われる

場合には、10分の10)を越えることはできない。

(補助対象期間)

第七条 補助の対象となる期間は、平成22年4月1日から平成23年2月20日までとする。

- 2 平成22年4月1日から補助金の交付決定の間に着手した事業も対象とするが、すでに新商品開発が完了済みである事業は対象としない。

(選考委員会)

第八条 財団は、補助金の交付決定にあたり、有識者で構成する新技術・地域資源開発補助事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、必要に応じて申請市町村及び企業等から申請事業の内容等について説明を求め、調査・検討を行うものとする。

- 2 選考委員会の委員は、5名とし、地域振興に資する新産業その他の諸政策に関する学識、経験又は専門技術を有する者のうちから、財団が委嘱する。
- 3 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長は、選考委員会での調査・検討の結果を財団に報告するものとする。

(補助金交付申請)

第九条 市町村は、新技術・地域資源開発補助事業補助金交付申請書（別記様式第1）に、企業等から提出を受けた補助対象事業概要書（別記様式第2）、補助対象事業計画書（別記様式第3）及び次の各号に掲げる書類を添えて、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて財団に提出する。

- 一 市町村が補助する企業等の定款（定款のない場合はこれに類するもの）
 - 二 市町村が補助する企業等の直近3カ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - 三 市町村が補助する企業等の経歴がわかるパンフレット等
 - 四 その他申請に当たり必要な補足資料
- 2 同一都道府県及び政令指定都市において複数の申請事業がある場合は、都道府県及び政令指定都市は、申請事業の優先順位を付して、財団に提出する。
 - 3 補助金交付申請の受付は、年2回実施し、それぞれの提出期限は、平成22年1月31日及び平成22年5月31日とする。

(補助金交付決定)

第十条 財団は、前条の新技術・地域資源開発補助事業補助金交付申請書の提出があったときは、選考委員会の調査・検討結果をもとに、その適否を決定し、政令指定都市については直接政令指定都市に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて通知する。

(補助対象事業の変更)

第十一条 市町村は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、企業等の行う補助対象事業が内容変更、遅延、中止等の状況になった場合には、すみやかに財団と協議し、新技術・地域資源開発補助事業変更申請書（別記様式第4）に企業等から提出を受けた補助対象事業変更計画書（別記様式第5）を添えて政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通

じて財団に提出する。

- 2 財団は、前項の新技术・地域資源開発補助事業変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、その適否を決定し、政令指定都市については直接政令指定都市に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて通知する。

(補助対象事業の完了報告)

第十二条 第十条の補助金交付決定通知を受けた市町村は、補助対象事業が完了したときは、新技术・地域資源開発補助事業完了報告書・補助金請求書(別記様式第6)に企業等から提出を受けた補助対象事業実施内容報告書(別記様式第7)に事業の成果を説明する資料、完成した試作品の写真、補助対象事業に係る請求書及び領収書、その他補足資料(新聞記事等)を添えて、平成23年2月20日までに、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村は都道府県を通じて財団に提出する。

(補助金の支払)

第十三条 財団は、前条の新技术・地域資源開発補助事業完了報告書・補助金請求書の提出があった場合には、補助金の額を決定して、平成23年3月末日までに補助金を市町村に交付する。なお、財団は必要に応じ現地調査を実施する。

(補助金交付決定の取消)

第十四条 財団は、市町村が企業等への補助を中止した場合又は補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合には、補助金の交付決定を取り消す。
2 市町村は、企業等が補助対象事業を中止した場合、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合又は法令等に反した場合には、補助金の交付決定を取り消す。

(補助金の返還)

第十五条 前条の場合、市町村は、既に補助金の交付を受けていれば、これを返還しなければならない。

(補助対象事業完了後の状況報告)

第十六条 市町村は、事業完了から半年経過後、補助対象事業の状況を企業等から聴取し、新技术・地域資源開発補助事業状況報告書(別記様式第8)に必要事項を記入の上、政令指定都市は直接財団に、政令指定都市以外の市町村については都道府県を通じて財団に提出する。

(その他)

第十七条 前条までに規定するもののほか、補助対象事業について以下のとおりとする。

- 一 補助対象事業は、補助金により新商品開発が軌道に乗り、市町村の補助を受けた企業等が事業化・量産化等による設備投資をする際に地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)の活用が可能な事業とする。
- 二 市町村の補助を受けようとする企業等の財務状況が悪化している場合は、補助金の対象とならない場合がある。
- 三 補助対象事業が国庫補助を受けている場合は、補助金の対象とならない。
- 四 補助を受けようとする企業等が研究開発の主要部分を他に委託する場合は、補助金の対象

とならない。

(情報公開)

第十八条 財団は、補助金の交付決定後、市町村名、企業等の名称・所在地・代表者氏名、事業名及びその概要を公表することがある。ただし、財団は、交付申請により知り得た企業等の経営状況その他の情報について、他の用途には一切使用しない。

(雑則)

第十九条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

別 表

経費名	補助対象経費
1. 謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
2. 旅費	①アドバイスを受ける専門家を招聘するのに要する交通費（実費弁償） ②試験研究機関等との試験実施などのために要する職員の交通費（実費弁償） ③販路拡大調査のために要する職員の交通費（実費弁償）
3. 原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
4. 機械装置費	①機械装置、分析装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)を借上(リース)した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間案分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②機械装置又は機械装置を自社により製作する場合の部品並びに分析機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)の購入に要する経費 (備考)生産のための設備投資とみなされるようなものは認めない。なお、機械装置の購入は、研究開発による新商品の完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること
5. 工具器具費	①工具・器具の借上(リース)に要する経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間案分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする ②工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費 ③工具・器具の購入に要する経費 (備考)工具・器具の購入は、研究開発による新商品完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること
6. 委託費	①機械装置、工具・器具等を外部委託により、試作、改良、修繕をさせた場合、これに要する経費 ②市場の動向等の調査を委託する場合、又は研究開発事業の一部を委託する場合、その委託に要する経費 ③販路拡大のためにその一部を委託する経費で、ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託などの経費 (備考)委託費が補助対象事業に占める割合が高い事業は認めない。
7. 技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる経費
8. 産業財産権導入費	他者が所有する産業財産権の導入に要する経費 ※自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。
9. 会議事務費	①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料 ②事業実施に必要な文献費 ③物品の運搬に要する経費 ④販路拡大のために展示会や見本市等に出品し、新商品を普及・宣伝・広告するための経費 ⑤事業実施に必要な消耗品費
10. 人件費	もっぱら補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費の30%以内とする。
11. その他経費	上記以外で財団が特に必要と認める経費

(別記様式第1) 市町村記載用

第 号
平成 年 月 日

財団法人地域総合整備財団
理事長 様

市町村名
市町村長名 印

新技術・地域資源開発補助事業補助金交付申請書

新技術・地域資源開発補助事業の補助金の交付を受けたく、新技術・地域資源開発補助事業実施要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金の種類 新技術開発補助金 地域資源開発補助金
2. 申請補助金額 _____ 千円
3. 企業等の名称 _____
4. 事業名 _____
5. 地域指定 地域力創造推進地域
 過疎地域・みなし過疎地域 (旧過疎地域に限る)
 離島地域 特別豪雪地帯

6. 補助金を申請するに当たっての市町村の見解

7. 補助金支出の根拠規定の有無 有 無

名称 _____

8. 連絡先

担当部課名
担当者職・氏名
電話
FAX
E-mail

財団法人地域総合整備財団
理事長 様

市町村名
市町村長名 印

新技術・地域資源開発補助事業変更申請書

平成 年 月 日付、地総財第 号にて交付決定を受けた新技術・地域資源開発補助事業について、下記のとおり変更したく、新技術・地域資源開発補助事業実施要綱に基づき申請いたします。

記

1. 補助金の種類 新技術開発補助金 地域資源開発補助金

2. 企業等の名称 _____

3. 事業名 _____

4. 変更点と理由及び市町村の見解
(変更前と変更後が明確にわかるようにすること。)

(1) 変更点
(2) 変更する理由
(3) 変更に対しての市町村の見解

5. 連絡先

担当部課名
担当者職・氏名
電話
F A X
E - m a i l

※当変更申請書は、事業内容が大幅に変更となった場合にのみ申請する様式である。

(例1) 補助対象経費の総計が、当初計画より30%以上の増減が生じる場合

(例2) 当初計画で計上していなかった経費を計上する場合

(例3) その他、補助対象事業を遂行する上で、大幅な事業内容の変更をとまなう場合

補助対象事業変更計画書

1. 補助金の種類 新技術開発補助金 地域資源開発補助金

2. 企業等の名称 _____

3. 事業名 _____

4. 補助対象事業の変更点とその理由（変更前と変更後が明確にわかるようにすること。）

(1) 補助対象事業の変更点

(2) 補助対象事業を変更する理由

※当変更申請書は、事業内容が大幅に変更となった場合にのみ申請する様式である。

(例1) 補助対象経費の総計が、当初計画より30%以上の増減が生じる場合

(例2) 当初計画で計上していなかった経費を計上する場合

(例3) その他、補助事業を遂行する上で、大幅な事業内容の変更をとまなう場合

第 号
平成 年 月 日

財団法人地域総合整備財団
理事長 様

市町村名
市町村長名 印

新技術・地域資源開発補助事業完了報告書・補助金請求書

平成 年 月 日付、地総財第 号で(交付決定・変更承認)を受けた新技術・地域資源開発補助事業について、下記及び別添のとおり事業が完了いたしましたので、新技術・地域資源開発補助事業実施要綱に基づき報告いたします。

記

1. 補助金の種類 新技術開発補助金 地域資源開発補助金
2. 申請補助金額 _____ 千円
3. 企業等の名称 _____
4. 事業名 _____
5. 事業完了年月日 平成 年 月 日
6. 検査員 職・氏名 _____
7. 事業の完了にあたり下記の書類を提出いたします。
- (1) 本事業の成果を説明する資料
 - (2) 本事業に係る請求書及び領収書
 - (3) 本事業により完成した試作品の写真

8. 補助金振込市町村口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

9. 連絡先

担当部課名
担当者職・氏名
電話
F A X
E - m a i l

補助対象事業実施内容報告書

補助金の種類 ※どちらかを選択		<input type="checkbox"/> 新技術開発補助金 (千円) <input type="checkbox"/> 地域資源開発補助金 (千円)			
企業等概要	企業等の名称				
	代表者職・氏名				
	住 所				
	企業等の概要	設立年月日： 年 月 日 資本金： 百万円 従業員数：			
	担当者氏名				
	連絡先	TEL：		FAX：	
実施事業の概要	事業名				
	事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
	実施事業の概要 ※詳細は別添 本事業の成果 を説明する資料 に記載のこと				
資金収支	資金調達内訳 (単位：千円)	経 費 名	申請時計画金額(A)	実 績 額(B)	(B)-(A)
		本補助金	千円	千円	千円
		自己資金	千円	千円	千円
		そ の 他	千円	千円	千円
		合 計	千円	千円	千円
	支払内訳 (単位：千円)	謝 金	千円	千円	千円
		旅 費	千円	千円	千円
		原 材 料 費	千円	千円	千円
		機械装置費	千円	千円	千円
		工具器具費	千円	千円	千円
		委 託 費	千円	千円	千円
		技術指導費	千円	千円	千円
		産業財産権導入費	千円	千円	千円
		会議事務費	千円	千円	千円
		人 件 費	千円	千円	千円
		その他経費	千円	千円	千円
		合 計	千円	千円	千円

(別記様式第8) 市町村記載用

第 号
平成 年 月 日

財団法人地域総合整備財団
理事長

様

市町村名

市町村長名

印

新技術・地域資源開発補助事業状況報告書

平成 年 月 日付、第 号で事業完了報告の下記事業について、新技術・地域資源開発補助事業実施要綱に基づき状況を報告いたします。

記

1. 補助金の種類 新技術開発補助金 地域資源開発補助金

2. 企業等の名称 _____

3. 事業名 _____

4. 本補助事業による効果

5. 事業化、量産化の実績及び予定

6. 設備投資の実績及び予定

7. 新規雇用の実績及び予定

8. 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）の活用検討

9. その他意見等

連絡先

担当部課名

担当者職・氏名

電話

F A X

E - m a i l